令和８年度第１回関市人権教育・啓発推進協議会

日　時：令和８年９月18日（金）　10：00～11：35
場　所：関市役所６階　大会議室
出席者：本田正司、渡辺明夏、片桐妙子、西部道子、古田健二、服部芳江、長尾富美雄、早川誠一、
　　小野木政子、松岡成子、山田真司、河合慶子
欠席者：清水宗夫、長屋峰男、早川貞子

（事務局）
本日は、ご多忙の中、関市人権教育・啓発推進協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。これより会議を始めてまいります。
ただいまから「第１回関市人権教育・啓発推進協議会」を開会いたします。本日の司会進行を務めます、生涯学習課長の野田と申します。よろしくお願いいたします。
＜市民憲章の唱和＞

１．委嘱状の交付
次に、副市長より委嘱状の交付を行います。
＜委員へ委嘱状交付＞

２．副市長あいさつ
（事務局）
それでは、次に副市長がごあいさつを申し上げます。
（副市長）
皆さま、おはようございます。本来であれば市長がこちらで皆さまに委嘱状をお渡しすべきところですが、他の公務により、私が代理で参りました。委員の皆さまには、日頃より地域で人権や福祉の活動をされている方ばかりであり、私自身も個人的にお世話になっている方ばかりです。皆さまの日々の取組により、あたたかい地域が形成されていると感じております。日頃の活動に感謝しております。
さて、人権教育・啓発基本計画ですが、前提として、人権侵害は憲法違反であるという認識が必要です。我々はその前提に立って、この計画を考えていかなければなりません。こうした中で、関市としては「こどもの権利擁護」に力を入れております。子どもは大人の言うことを聞く存在ではなく、子ども自身にも意見があり人権があります。関市はここ数年、こどもの権利擁護に非常に力を入れており、こども議会を始めました。小学生から高校生、大学生を含めた子どもたちが行政に対して施策の提案を行うということを行っています。我々も真剣に議場で議論をしている状況です。また、権利擁護委員会を立ち上げようと検討を進めています。子どもは複雑な環境に置かれており、いじめの問題は根が深くなっていると感じています。ＳＮＳやインターネットにより、いじめの根が深く見えにくくなっている状況があります。関市の子どもに対するアンケート調査では、自己肯定感が低いと答えた子どもが６割にのぼっています。また、「死にたいと思ったとき、誰に相談しますか」という問いに対し、相談相手が

ＡＩと答えた子どもが過半数を占めていました。今の子どもたちの環境は大きく変化しています。そのため、関市としては人権教育などに力を入れているところです。

最近では、性の多様性への偏見やルッキズム、見た目の良し悪しで人を判断する偏見も広がっています。多様性を認め合う社会を創っていかなければなりません。インクルージョンの社会をつくる必要があります。

この計画は、そのような新しい課題に対応しつつ、人権は大切にし、人権教育は過去から続く重要なものであるため、実効性のある計画を作っていかなければなりません。そのために、委員の皆さまの知見をそれぞれの立場からいただき、素晴らしい計画を作っていきたいと考えております。一人ひとりの人権が守られ、笑顔で暮らせるような地域を作るための計画としたいので、委員の皆さまのお力添えをお願いしたいと思います。

（事務局）

副市長はこの後公務がありますので、ここで退席いたします。

３．自己紹介

次に、委員の皆さまのご紹介ですが、配布いたしました委員名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

＜事務局紹介＞

また、第３次計画の策定業務をサポートいただいております、ジャパンインターナショナル総合研究所の鈴木様と近藤様も同席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。

４．会長及び副会長の選出

（事務局）

関市人権教育・啓発推進協議会規則 第３条の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により選出することとしております。委員の皆様から推薦等はありますか。事務局で案がございますが、提案させていただいてよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

それでは事務局より提案させていただきます。 人権教育・啓発に関する基本計画の改定ということで、人権全般にかかわってご協議いただきますことから、会長につきましては、人権擁護委員の本田委員にお願いしたいと考えております。副会長につきましては、中部学院大学の渡辺委員にお願いしたいと考えておりますが、皆さまご承認いただけますでしょうか。

＜異議なし＞

それでは、会長を本田委員に、副会長を渡辺委員にお願いいたします。それでは前方の会長席・副会長席にご移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長から就任のごあいさつをお願いいたします。

（会長）

改めましておはようございます。私は人権擁護委員協議会の関部会の支部長をしております。よろし

くお願いいたします。

（副会長）
改めましておはようございます。副会長を務めさせていただきます渡辺です、すぐ近くの関キャンパスにおります。人間福祉学部で障がいのある方の人権を専門としており、精神分野で、精神障がいや精神疾患がある方、自死や自殺予防を関心領域としております。至らぬ点もありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）
それでは、規則第４条の規定により、会議の議長は会長が行うことになっておりますので、これより議事の進行を本田会長にお願いいたします。

５．第３次関市人権教育・啓発に関する基本計画（骨子案）について
（会長）
それでは議題に入りますので、皆さまご協力をよろしくお願いいたします。
「第３次関市人権教育・啓発に関する基本計画（骨子案）について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）
資料に基づき説明（スケジュール・新旧対応表の説明）

（会長）
ありがとうございました。ただいまのご説明にご意見等はありませんか。質問がないようなので、後ほどご意見をいただいても構いません。それでは、引き続き事務局より説明をお願いします。

（事務局）
資料に基づき説明（人権意識アンケート調査の結果）

（会長）
ありがとうございました。アンケート結果について丁寧に説明していただけて興味を持って見ることができました。ただいまのご説明にご意見等はありませんか。

（委員）
５ページ（２）主なアンケート調査結果「①関心がある人権問題」は、文章ではなく表にしていただけるとわかりやすくなると思いますので、検討をお願いします。

（事務局）
この部分は内容が多く、１ページにまとまらなかったため文章となっており、６ページにグラフを掲載しています。大変見づらく申し訳ありません。わかりやすいように検討します。

（委員）
６ページのグラフを見て、前回に比べて関心が高くなっているのは、人権に関心が高まっているということで、市民に知らせたい内容だと思いました。関市以外でも同様に上がっているとは思いますが、市民の関心が高まっていることを評価したいです。
４ページに外国人住民人口が増えていると記載があります。６ページのグラフと関わる部分として、上から６つ目の「外国人の人権問題（ヘイトスピーチを含む）」となります。特段、あがっているわけではないですが、やはり外国人の方と触れる機会が多くなることで関心も深まっていくので、普段から国際交流が大事になってくるのではないかと思いました。

（会長）
外国人問題はどのような対応をするのでしょうか。

（事務局）
後ほど、この統計データについて説明いたしますが、外国人人口については過去 10 年分を比較しており、増加しています。そのため、共生社会や理解の促進については、第３次計画においても深まるような施策に取り組む必要があると考えています。
６ページの人権への関心の増加傾向についてですが、こちらのアンケート調査は関市の市民を対象に実施したものです。全国的にも人権教育や啓発は進められているため、同様に全国的にも関心の高まりが見られると考えています。

（会長）
他にご意見がないようなので、引き続き事務局より説明をお願いします。

（事務局）
資料に基づき説明（第１章）

（会長）
第１章について説明がありました。ご質問等はありませんか。長い文章なので１回で理解するのは難しいと感じました。２回読んでつかめたように思います。
特にご意見がないようなので、引き続き事務局より説明をお願いします。

（事務局）
資料に基づき説明（第２章）

（会長）
ただいま事務局より第２章について説明いただいきました。委員の皆さまは日頃より人権に関わっていらっしゃるので、その視点でのご質問等があればお願いします。

（委員）
４ページの外国人住民人口の割合の推移に関連してですが、家族で移住する場合には言葉の壁が生じ

ます。学校に入学した際に教育関係の問題が発生します。言葉の壁があるとコミュニケーションが取れず、友達を作れないことでストレスがたまり、教室で大きく暴れてしまうという現状があります。また、加配制度も必要になってきます。例えば、中国人の子どもが入学した場合、中国語を話せるアシスタントがいないと問題の解決が難しくなります。11 ページの②「あらゆる場における人権施策の取組状況」が記載されていますが、そのような奥深い部分に触れられていない点が気になりました。

（事務局）
第２次計画に掲載していた取組状況についてですが、実際にはさらに多くの取組があります。すべてを掲載すると、第２次計画なのか第３次計画なのかの区別がわかりにくくなるため、11 ページには主だったものを掲載しています。第２次計画では 106 の施策がありましたので、10 ページ「７外国人の人権」に「外国籍児童生徒への日本語学習支援の場の開設や、多言語通訳サービスの導入、相談員による通訳、相談業務を実施し、在住外国人との共生社会づくりを進めました。」を掲載していますが、これに何か増やした方がよいということでしょうか。

（委員）
増やしていただけたらと思います。

（事務局）
内容を精査して、次回までの資料に加えさせていただきます。

（委員）
４ページのグラフですが、令和８年度の総人口の数字がグラフでは 82,784 人、説明の文章では 82,712 人となっています。これは数字が出るタイミングが違ったということでしょうか。

（事務局）
その通りです。数字を出す時期が違っているために数が違っています。

（委員）
また、人口が減っているけど増えているということが、ひとつのグラフに数と割合が混在しており見にくく感じます。直感的にわかりにくく難しいと感じました。左下のグラフは住民人口、住民割合でひとつの項目だけですので見やすく感じます。
第２章タイトルが「関市の現状・課題」なのですが、５ページは「２調査結果からみる関市の現状」となっており、「課題」はどこにいってしまったのでしょうか。よく見ると、（２）主なアンケート調査結果①関心がある人権問題の下の太字の「人権問題への関心は高まっており、関心を具体的な行動に結び付ける取組が必要です。」という部分が課題なのでしょうか。タイトルの整合をとって「４ページの統計からみる関市の現状・課題」としてはどうでしょうか。
９ページの第２次計画の進捗状況についてですが、「各施策について、関係各課に進捗状況等を確認しました」とありますが、項目に関係ある課を明示したほうがわかりやすいのではないでしょうか。そうすると、市をあげて様々な課がこの計画に参画しているのだということが見えやすいものになるのではないでしょうか。

（事務局）
数値についてですが、精査し修正します。グラフについても、どのような形にすると見やすくなるのか検討し、別の表現方法を探してみます。
タイトルについてですが、精査し、整理していきます。
進捗状況の表についてですが、委員がおっしゃるように、例えば、「１女性の人権」も複数の課が関わっています。関わっている課が見えるほうが、状況がわかりやすいため、課名を表記するようにします。

（委員）
私の活動はＤＶや配偶者間暴力と子どものことに関わっており、特に女性の人権について関心を持って見ています。
取組状況の概要についてですが、第２次計画の担当課がどこで、実際にどのような取組を行ったのかが計画からは見えてきません。担当課がどこなのか、またその担当課がどのような目標を立て、どのような計画を進めてきたのか、本当のところを知りたいと思っています。いくつかの項目で目標値に達していませんが、それを近づけていくことは第３次計画で取り組むべき内容だと思います。
私は現場におりますので現状がわかるのですが、会議で見えてこないのが「高齢女性の困難」のことです。国民年金は本当に低く、例えば未婚の方は配偶者の恩恵を受けられません。高齢女性の未婚は大きな問題となっていますが、計画には示されていません。
また、高齢女性への暴力が非常に問題となっています。夫が生きている間は暴力が続きます。一番多いのは息子からの暴力です。その次に夫からの暴力、娘からの暴力が続きます。第３次計画では高齢女性の困難について考えていただきたいと思います。こうした部分が計画からは見えてこないのが現状です。もう少し見える形で第３次計画に反映していく必要があると感じています。この分野の担当課は高齢福祉課になるのでしょうか。おととし、困難を抱える女性への支援に関する新たな法律ができました。高齢女性の困難にもう少し目を向けていただきたいと思います。「関心がある人権問題」の項目でも、高齢の項目は減っていますが、なぜなのか気になります。第３次計画では高齢女性の困難があるという課題をぜひ考えていただきたいです。

（会長）
ありがとうございました。事務局より回答をお願いします。

（事務局）
ご意見をありがとうございました。高齢、ＤＶ、女性など、複数の分野に関わる内容ですので、担当課については、複数の課が協力して取り組んでいくことになります。今後の協議会で施策案をお示ししますが、いただいたご意見をふまえながら施策について検討していきたいと思います。

（委員）
インターネット社会が氾濫しており、良い面も悪い面も広がっています。すべての人に対しての人権がひっかかってくると思います。そこの部分をよく見極めて、削除できる政策を進めてほしいと思います。

（事務局）
国の動向でも説明したとおり、インターネットやＳＮＳは便利である一方で、人権侵害が広がりやすく、簡単に触れられるという課題が非常に多くなっています。インターネットという単独の分野ではなく、あらゆる分野に波及して人権侵害が生じている状況です。そのため、インターネットに関する分野については、ひとつの分野に収めるのではなく、基本的な視点としてあらゆる分野で考えるべきものとして位置づけています。施策については引き続き研究してまいりますので、よろしくお願いします。

（委員）
私は 11 月の会議に出席できないため、今のうちにお伝えしておきます。第２次計画の 39、40 ページにある「性同一性障がい」という言葉は現在使われていません。ＷＨＯは「性別不合」、アメリカのＤＭＳでは「性別違和」という表現になっており、現在は「性別不合」という言葉を使っているところが多いように見受けられます。今回の計画で表現をアップデートしていただければと思います。
第２次計画の 40 ページの現状と課題の部分には、性的指向に関する説明があり、性愛や恋愛の対象が異性か同性かという説明が記載されていますが、「恋愛をしない人がいる」ということも併せて表記していただきたいと思います。
また、第２次計画の（３）の施策で「性的志向」となっていますので、修正をお願いします。

（会長）
第３次計画に向けて細かい点を正していき、繋げていけるようにしていきたいと思います。

（事務局）
先だって、人権講座の中ＳＯＧＩについて話を聞く機会がありました。時代の変化とともに表現も変わってきていることを学ばせていただきました。第３次計画を策定するにあたり、今教えていただいた表現についてはアップデートしていきたいと考えています。

（委員）
インターネットの人権侵害のところで追加していただきたい点があります。私は海外事業に携わっているのですが、日本では心の痛みやカウンセリングを必要とする割合は他国と比べると少ないものの、他国ではインターネットが原因で殺人に至ったり、自殺の引き金になったりする事例があります。インターネットは便利である一方、人の心を殺してしまったり、自殺につながる非常に深刻な問題が背景にあることを、施策の中に追加していただきたいです。

（事務局）
今のご意見についても、第３次計画に反映できるように検討していきます。

（会長）
それでは引き続き事務局より説明をお願いします。

（事務局）

資料に基づき説明（第３章）

（会長）
ただいま事務局より説明がありました。ご意見やご質問等はありませんか。

（委員）
12 ページに「本市では、人権擁護都市宣言に基づき」とありますが、この宣言は他には出てこないため唐突に感じました。関市のホームページには掲載されており、平成６年３月に制定されたと記載されています。しかし、調べないとわからないのはもったいないと思います。巻末の資料に掲載されているとわかりやすいのではないでしょうか。

（事務局）
「人権擁護都市宣言」を計画の紙面の中に掲載するようにします。

（会長）
第３章の基本理念と基本的な方向については、本日決定したいと思います。承認していただける方は拍手をお願いします。

（委員）
障がい者にしても女性問題にしても、県の条例が制定されています。そうした県の条例も、この計画の中で謳いながら位置付けていくことで抑止に繋がっていくのではないでしょうか。既にある条例を活かしながら、市民に対する抑止という観点も文章に盛り込んでいけるとよいと思います。

（会長）
貴重なご意見をありがとうございます。委員の皆さまも、なかなか理解が進んでいない部分があると思います。私自身も人権を中心に取り組んでおりますが、さまざまな言葉が出てきて理解しづらいと感じることがあります。

（事務局）
先ほどの委員のご意見は、基本理念の説明文中での記載ということでしょうか。

（委員）
そうです。

（事務局）
そちらの文章については、もう少し検討してみます。
もう一度、会長より委員の皆さまにご確認をいただきたいのですが、基本理念の「人権を尊重し、互いを認め合うまち　せき」というフレーズと、基本的方向の４つの部分について、ご承認いただけるかの確認をお願いします。

（会長）
第３章の基本理念と基本的な方向について、承認していただける方は拍手をお願いします。
＜委員一同拍手＞
ありがとうございました。
これで協議事項を終わります。司会を事務局にお返しいたします。

６．その他
（事務局）
計画策定のスケジュールですが、次回の開催は 11 月下旬です。具体的な施策や分野別の施策を協議いただきます。詳細が正式に決まりましたら、皆さまにご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

７．閉会
（事務局）
それでは、遠藤協働推進部長が閉会のあいさつを申し上げます。

（協働推進部長）
本日はご多用のところ、長時間に渡りご協議いただきありがとうございました。委員の皆さまには、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見を今後の施策体系にしっかりと反映させていきます。次回の協議会では、具体的な施策等について協議いただくことになりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

（事務局）
本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。これをもちまして令和８年度第１回関市人権教育・啓発推進協議会を閉会いたします。

以上